

令和3年度 ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施要領

ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」の実施については、この要領に定めるところによる。

1 事業目的・概要

県では、ちば起業家応援事業の一環として、起業家同士の情報交換、人的ネットワーク形成、県内ニーズの把握等を支援するとともに、起業家応援の機運を地域から高め、各地域での継続的な支援や地域活性化につなげていくことを目的として、地域の先輩起業家の講演、地元で起業を予定している方や起業後間もない方によるビジネスプラン発表会等を行う「起業家交流会」を開催します。なお、起業家交流会（以下「交流会」という。）は、ちば起業家応援事業の受託者が設置する「ちば起業家応援事業実行委員会」の運営により実施するものです。

2 実施主体

県内市町村、創業支援等事業者、団体等

※ 交流会の主催は「千葉県」、企画・運営は「ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」となります。

3 実行委員会の主な業務

- (1) 企画及び運営の補助
- (2) 開催告知用チラシの提供（1開催地あたり1,000枚）
- (3) 開催告知用ウェブページの制作
- (4) 当日のプログラム内容に係る機材、備品及び消耗品等の手配
- (5) 実行委員会が担当する勉強会講師の手配
- (6) 実施主体が担当する勉強会講師への謝金や会場費等の支払
- (7) プレゼンターの発表内容に関するブラッシュアップ
- (8) プレゼンターの支援機関等との交流支援

その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

4 実施主体の主な業務

- (1) 企画及び運営
- (2) 開催概要（日時、会場等）の決定
- (3) 関係各所への後援、協力等要請
- (4) 集客・広報（SNS投稿などを含む）
- (5) 会場設営に係る機材、備品の手配
- (6) プレゼンターの公募、選出、発表の支援
- (7) プレゼンターの支援機関等との交流に関する支援機関の選定・協力依頼
- (8) 実施主体が担当する勉強会の内容ならびに講師の選定
- (9) プレゼンターの追跡調査

その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

5 事業への応募

本事業への参加を希望する場合は、ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」エントリーシート（様式第1号）に記入し、実行委員会にご提出ください。その後、実行委員会と協議を行い、交流会開催に向けて開催日時や会場等の概要が固まった段階で、実行委員会が確認書（様式第2号）を作成します。

(1) 申込先

ちば起業家応援事業実行委員会

〒260-0013 千葉市中央区神明町 200 秋葉ビル 103（株式会社 PLUS-Y 内）

電話：080-7241-5789（平日 10時～17時）

e-mail：info@i-hivechiba.com

(2) 申込受付期間（予定）

令和3年6月22日（火）～7月12日（月）

※お申し込みをいただいた順に対応し、3か所の開催地が決定した時点で受付終了としますので、お早目にお申し込みください。

6 実施主体の選定方法等

実施主体は以下の各基準に基づき決定します。

《選定基準》

(1) 趣旨

- ①地域の現状や課題を的確に把握しており、事業の目的や計画が妥当であること。
- ②交流会開催地の市町村と連携が図られ、創業者等に対する円滑な支援が行えるようになる取組であること。
- ③ちば起業家応援事業の他の取組と連携が図られること。

(2) 成果

交流会実施により、地域の創業の活発化が期待できること。

(3) 継続性・発展性

交流会終了後も創業支援の取組の継続・発展が見込まれること。

(4) 実行性

交流会開催に必要な人員・組織体制を有していること。

(5) 広域性

以下のいずれかに該当する地域での開催を優先する。

- ①近隣市町村と連携して開催する地域
- ②起業支援に関わる経済団体や民間事業者、教育機関等と連携する地域

(6) 過去の開催実績

過去に交流会が未開催の地域での開催を優先する。

《実施基準》

起業支援の取組は、各実施主体が単独で行うよりも、地域の起業支援に係る機関が連携を図って実施することが、起業家等にとってより効果的な支援となります。そのため、本交流会を実施する場合は、実行委員会に加え、開催地の市町村へ確認書（第2号様式）及びちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」実施報告書（第3号様式）を提出してください。なお、市町村以外の団体等が実施主体となる場合、交流会実施前後に開催地の市町村と協議又は意見交換等を行ってください。

7 留意事項

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業遂行が困難になった場合は、速やかに実行委員会へ報告し、指示を受けてください。
- (2) 事業の中止・廃止をする場合は実行委員会の承認が必要になります。
- (3) 実行委員会が事業の状況報告を求めた時は、適宜報告をしてください。
- (4) 実施報告書（第3号様式）は、**4 実施主体の主な業務**の完了した日から起算して30日以内に提出してください。
- (5) 交流会実施の前後に県及び実行委員会からヒアリングを実施する場合があります。
- (6) 実施主体は、交流会終了後も継続して起業支援事業を実施するよう努めてください。
- (7) 自然災害（地震、台風など）等が発生した場合には、公共交通機関の運行状況、その他想定される災害等を総合的に判断し、県、実行委員会と実施主体との協議の上開催を中止とすることがあります
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて、開催日程や開催方法等に変更が生じることがあります
- (9) 同日に開催予定の事業承継イベントに協力をしてください

8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、県及び実行委員会が別に定めるものとします。

ちば起業家応援事業「起業家交流会」エントリーシート

令和3年 月 日

ちば起業家応援事業

実行委員長 山本 寛 様

(所在地)

(名称及び代表者名)

印

ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

(1) 主たる実施主体の概要

名称及び 代表者名	名称： 代表者名：		
所在地		連絡先	TEL： FAX： e-mail：
担当者	部署名： 役職： 氏名		

(2-1) 上記以外の実施主体の概要

名称及び 代表者名	名称： 代表者名：		
所在地		連絡先	TEL： FAX： e-mail：
担当者	部署名： 役職： 氏名		

(2-2) 上記以外の実施主体の概要

名称及び 代表者名	名称： 代表者名：		
所在地		連絡先	TEL： FAX： e-mail：
担当者	部署名： 役職： 氏名		

(3) 起業家交流会の事業内容等

開催希望日時	
会場予定地	名称： 所在地：

ちば起業家応援事業「起業家交流会」確認書

ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」については、ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施要領に従い、以下のとおり実施することを確認いたします。

記

1. 開催日時

令和3年 月 日 時 分 ～ 時 分

2. 会場名・所在地

3. 対象地域

4. 共同実施・連携市町村・団体

以上

上記内容の確認のため、本確認書を2通作成し、署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5F
株式会社オニオン新聞社内
ちば起業家応援事業 実行委員会長 山本 寛 印

(主たる実施主体の住所)

(主たる実施主体の名称及び代表者名)

印

ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施報告書

令和 年 月 日

ちば起業家応援事業

実行委員長 山本 寛 様

(所在地)

(名称及び代表者名)

印

実施主体	開催日	令和 年 月 日
	時間	時 ~ 時
	会場	
	参加人数	名
事業内容		
事業を実施したことによる効果		
今後の展開		